

(2) 建築物等

ア 住宅地区A、B

整備方針

住宅地区Aは、低層住宅を主体とした心地良い落ち着いたある良好な住環境の形成を図り、住宅地区Bは、集合住宅を主体とした、ゆとりとうるおいある良好な住環境の形成を図ります。

地域の特性を活かした落ち着いたあるおいのある住宅地景観を育てるため、周辺の環境や建築物との調和に配慮しながら心地良い空間を目指します。



住宅地区A、Bの位置

○整備ガイドライン

【特記事項】(景観形成基準=●、地区整備計画=◎、屋外広告物条例=△、行為指針=・)

土地・敷地

- 既存の地形や敷地の樹木などの保全・活用に配慮すること。
- 敷地内の緑化につとめること。
 - ・樹木は成長を十分に考慮して配置すること。
 - ・敷地の境界部は、フェンスの使用を避け、生垣化につとめること。
- 道路などに面した敷地の境界部の緑化を図り、緑豊かなうるおいある「みちすじ」景観の形成に努めること。樹種は、周囲の街路樹などとの連続性に配慮すること。
 - ・住宅地区Bの緑地は、緑道1号の緑との調和に配慮し、緑豊かな空間の形成につとめること。
 - ・樹木は、周囲の緑との連続性に配慮し、一体感を創出するようにつとめること。
 - ・緑豊かな一体感のあるまちなみを創出するため、緑地の配置計画は周囲の緑との連続性に配慮すること。
- 敷地の角地は、シンボルツリーの設置やオープンスペースの確保など、ゆとりある「まちかど」景観の形成につとめること。
 - ・住宅地区Bは、積極的にセットバックを行い、ゆとりある歩行空間の創出につとめること。
 - ・中高層住宅等で敷地境界にフェンスを設置する場合は、境界より後退させて、空いたスペースに植栽を行うなど、景観に配慮すること。



周囲の緑との連続性に配慮し、緑化をしている事例



住宅周囲を生垣により緑化をしている事例



フェンスを道路境界より後退させ、フェンスの手前に植栽した事例

建築物、工作物等

- 周辺のまちなみとの調和や山並みへの眺望に配慮した配置や規模、デザインに努めること。
 - ・ 住宅地区Aの建築物の屋根形状は、勾配形式の選定につとめること。
 - ・ 建物の規模は、周辺との調和に配慮し、圧迫感の軽減につとめること。
- 工作物が露出する場合は、周囲を遮へい効果のある植栽で囲むなど配慮すること。
 - ・ 駐車場や駐輪場の境界部周辺は緑化につとめること。

色彩

- 外壁や屋根などの色彩は、原則として、原色や突出色を使用しないこと。
- 建築物の外観及び工作物の表面の色彩は、「マンセル表色系」による分類で、下表のとおりとすること。

YR から 5Y までの色相 (5Y を含む)	彩度 6 以下
R、5Y から 10Y (5Y を含まない)、GY、BG、B、PB、P、RP の色相	彩度 2 以下

注 1) 見付面積の 5 分の 1 以下のアクセント色はこの限りではない。

注 2) 木材、土壁、漆喰、ガラスなど表面に着色を施していない素材色についてはこの限りではない。

注 3) 特別な事情によるものについては、別途協議することができる。

- ・ 外観の色彩は、住み心地の良い暖かみと落ち着きを創出するため、暖色系の色相で穏やかさのある低彩度、中明度のベージュ系、アイボリー系などの色彩の選定につとめること。

集合住宅



単調な外観はスケール感が強調され、周囲への圧迫感が増します。部位によって色彩を使い分け圧迫感を軽減し、親しみやすい外観をつくりましょう。



高層部には開放感のある高明度色、中、低層部には中明度の色彩を採用するなど高さによる圧迫感が軽減されます。

戸建て住宅



建築物全体のバランスに配慮し、屋根と外壁の色彩は、まとめて考えましょう。そうすることにより、より自然な外観にまとめることができます。



暖色系の低彩度色を基本と考え、周囲の住宅との色相やトーンをそろえるなど、まちなみの連続性に配慮しましょう。

- ・ フェンス等を設置する場合は、周辺環境と調和する色彩の選定につとめること。

- 広告物や看板の色彩は、原色や突出色を避け、彩度の低い落ち着いたものとするよう努めること。

- ◎ 屋外に設置する自動販売機の外装の色彩は、マンセル表色系における彩度が 1.5 以下とする。ただし、道路等の公共の場所から見えない場合はこの限りではない。

- ・ 商標、ロゴマーク等は必要最小限の表示に抑えるようつとめること。
- ・ 風除室などの屋内に設置する自動販売機で、屋外から視認できるものは、外装の色彩をマンセル表色系における彩度が 1.5 以下となるようにつとめること。

【景観に配慮した自動販売機の例】
 (マンセル表色系 5 Y 7.5 / 1.5)

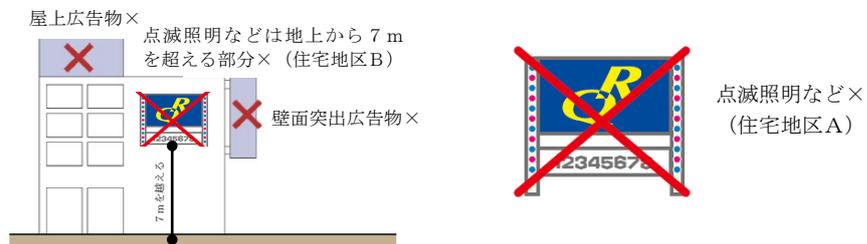


清涼飲料自販機協議会 自販機景観ガイドラインより引用

広告物、看板

- 極力規模を抑えるよう心がけること。
- 周辺のまちなみとの調和に配慮した配置やデザインにつとめること。
 - ・ 建築物の壁面に設置する場合は、建築物のベースカラーと広告物のベースカラーに共通性をもたせるなど、建築物との調和に配慮すること。
 - ・ 周囲のまちなみとの調和に配慮するため、屋外広告物に使用する色彩は、原色や突出色を避けた配色の選定につとめること。特にベースカラーは彩度を抑え、素材をいかしたナチュラルカラーやアースカラーなどを用いるよう配慮すること。

- ◎ 天沼地区地区計画区域内の施設以外のための屋外広告物は、設置してはならない。
- ◎ 屋上及び屋根面に設置してはならない。
- ◎ 壁面から突出して設置してはならない。
- ◎ ネオン照明（露出しているものに限る。）点滅照明、動光及び映像表示装置その他これに類する電光表示装置を使用して地上から7mを超える部分に表示してはならない。（住宅地区Bのみ）
- △ ネオン照明（露出しているものに限る。）、点滅照明、動光及び映像表示装置その他これに類する電光表示装置を使用して表示してはならない。（住宅地区Aのみ）



【共通事項】

※ 平塚市景観ガイドライン 第2章建物等用途別のガイドライン A住居系用途のガイドライン p 22～25 を参照